

## 平成29年度第5回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 平成29年8月9日(水)午後 14時開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階大会議室

3 出席委員(15名)

1番	清 宮 正	2番	渡 貫 茂
3番	鈴 木 孝 徳	4番	石 渡 文 久
5番	三 須 健 行	6番	牛 玖 泰 一
7番	長 澤 正 昭	8番	山 崎 宏
9番	羽根井 直 子	10番	石 田 和 久
11番	椎 名 稔 男	12番	兼 坂 仁
13番	木 内 正 夫	14番	眞 野 文 雄
15番	三 門 増 雄 (議長)		

4 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 平成29年度第4次農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 櫻 井 正 行

主査補 高 橋 成 治

主査補 相 川 正 巳

主任主事 西 山 壯 大

---

◎開 会

午後 14時開議

---

○事務局長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。  
それでは、定刻となりましたので、  
ただ今より、平成29年度第5回農業委員会総会を開催させていただきます。  
総会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。  
次回の総会でございますが、9月7日（木）に開催を予定しております。

本日、総会終了後、農地利用最適化推進委員と合同で、研修会が行われますので、  
参加の程お願いします。  
以上でございます。

○会長 委員の皆様方におかれましては、大変忙しい中お集まりいただきまして、  
ありがとうございます。本日から新法に基づく委員において審議が行われる訳でござ  
いますが、これから3年間よろしく願いいたします。今回から、初めて農業委  
員になられた方もおられますので、お願いがございます。我々農業委員の立場は佐  
倉市の非常勤特別職公務員という立場でございます。報酬等いただいている立場で  
す。ボランティア活動ではございません。皆様忙しい立場ではございますが、我々  
委員の仕事は報酬に基づいたものでございまして、忙しいとは思いますが、よろし  
くお願いいたします。

それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は15名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過  
半数以上に達しております。

よって、平成29年度第5回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きま  
す。

日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○会長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2、会議録署名人の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。  
会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、

これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○会長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号、3番「鈴木 孝徳委員」、議席番号4番「石渡 文久委員」を、  
会議録署名人に指名いたします。

日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号、平成29年度第4次農用地利用集積計画の決定について

議案第3号、農用地利用配分計画（案）に対する意見について

以上、3議案でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。  
す。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページ～2ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条  
の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項～第4項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者  
は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするものでござ  
います。

その許可要件についてご説明します。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につ  
きましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当  
しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○会長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項に  
ついては申請人を呼んであります。

それでは、第1項の申請人を入場させてください。



———（賛成者挙手）———

○会長 挙手全員であります。

よって、第1項は、許可と決しました。

続きまして、第2項の実態調査について、清宮委員より報告をお願いいたします。

○清宮委員 議席番号1番の清宮です。議案第1号第2項の調査報告をいたします。

権利者の■■■さんは、申請地の近隣を耕作しており、地主の■■さんより購入してほしい旨の相談を受け、耕作に便利な場所なので購入する事となったそうです。

なんら問題はないと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○会長 ただいま、清宮委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○会長 ないようですので、これより採決をいたします。

第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○会長 挙手全員であります。

よって、第2項は、許可と決しました。

続きまして、第3項及び第4項の実態調査について、三須委員より報告をお願いいたします。

○三須委員 議席番号5番三須です。議案第1号第3項及び4項の調査報告をいたします。まず、第3項の権利者の■■さんは、申請地の隣接地や近隣を耕作しており、地主より購入してほしい旨の相談を受け、耕作に便利な場所なので、購入する事となったそうです。

次に、第4項の権利者の■■さんは、地主の■■さんより、購入してほしい旨の相談を受け、自作地の近隣であるため、購入する事となったそうです。

第3項、第4項共に、問題は無いものと思われまますので、よろしくご審議の程、お願いします。

○会長 ただいま、三須委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○会長 ないようですので、これより採決をいたします。

第3項及び第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○会長 挙手全員であります。

よって、第3項及び第4項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、平成29年度第4次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。また、議案第3号の農用地利用配分計画（案）に対する意見については関連する案件ですので、一括審議とさせていただきます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の3ページをお願いいたします。

議案第2号 平成29年度第4次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、賃貸借権の設定、29件、59筆、地積104,831㎡でございます。

詳細でございますが、議案の4ページ～11ページをお願いいたします。

申請番号1番、2番、6番～29番までは経営規模拡大のため、申請番号3番、4番は、農地中間管理事業を活用するため、申請番号5番は、新規就農するため借り受けるもので、期間は、2年～10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

次に、議案の12ページから14ページをお願いいたします。

議案第3号 農用地利用配分計画（案）に対する意見につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めるもので、農地中間管理機構から農地を借りうける農業者、2農業者で、5筆、8,048㎡でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと思われま。

以上でございます。

○会長 ただいま、議案第2号及び議案第3号について事務局より説明がありましたが、総会議案4ページ、議案第2号第1項については、清宮委員が関係する案件ですので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願いいたします。

———(清宮委員退席)———

○会長 清宮委員が退席いたしましたので、総会議案4ページ第5項の申請人を入場させてください。

———(申請人着席)———

○会長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。  
自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———(申請人説明)———

○申請人 ■■■■、41歳でございます。よろしく申し上げます。  
私の母方の祖母が農家でございますが、両親は農家ではなく、私が新規に就農を希望したく申請に来ました。経歴は、大学を卒業後、■■■■■■に4年勤め、その後13年、自営業を営んで来ました。4年前から土地をお借りして、野菜を作っていました。現在■■の■■■で農業について学んでおります。  
以上よろしく申し上げます。

○会長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。木内委員

○木内委員 議席番号13番木内でございます。ご苦労様でございます。■■さん、新規就農すると言う事で、先日私の所に来てくれました。佐倉市■■に住所を構えて、露地野菜を中心にやられるということです。現在農業短大で勉強しています。住んでいる場所に近く耕作に便利な場所を、今回借り入れると言う事です。作物指導をしてくれる方もおられると言う事なので、今後自然相手で大変と思いますが、根気強く頑張ってください。

○会長 他にご質問はありませんか。

———(発言者なし)———

○会長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○会長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第2号第5項について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○会長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第5項は、承認と決しました。

続きまして、議案第2号第1項～第4項、第6項～第29項、議案第3号について審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○会長 ないようですので、議案第2号及び議案第3号について、採決をいたします。

最初に、議案第2号、第1項～第4項、第6項～第29項について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○会長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

続きまして、議案第3号について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○会長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり承認と決しました。

清宮委員を入场させてください。

———（清宮委員着席）———

○会長 以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が



終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の15ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

車両置場及び、資材置場用地としようとするもの1件、2筆、専用住宅用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

通路用地としようとするもの2件、2筆、専用住宅用地としようとするもの2件、2筆、道路用地としようとするもの1件、1筆、共同住宅用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

山林として地目変更申請のあったもの、3件、5筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第5回農業委員会総会を閉会いたします。